

果実等生産出荷安定対策事業業務方法書の改正について

<改正理由及び内容>

国の実施要綱が改正されたことに伴い、関係する条文を改める。

- ・ 果樹生産向上モデル確立推進事業廃止に伴う条文整理。

新
第1条～第2条 (略)
(業 務)
第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙2果樹農業生産力増強総合対策（以下「要綱」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。 (1) 果実需給安定対策の推進 (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、 <u>新品目・新品種導入実証等事業</u> 、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施並びにこれらの事業に対する補助 (3) 知事が必要と認める業務の実施 (4) 本条に定める業務に附帯する業務
2～3 (略)
第2章 事業の実施に対する補助
第1節 総則
(事業の実施に対する補助)
第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、 <u>新品目・新品種導入実証等事業</u> 、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業を実施する者に対して補助する。
第5条～第13条 (略)
(中央協会が特認する支援対象者)
第14条 要綱Ⅰの第1の1の(3)のイの(7)の⑤の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な農地にかかる取組を行うと中央協会が認める者をいうものとする。 2 要綱Ⅰの第1の1の(3)のイの(1)の④の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

旧
第1条～第2条 (略)
(業 務)
第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙2果樹農業生産力増強総合対策（以下「要綱」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。 (1) 果実需給安定対策の推進 (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、 <u>果樹生産向上モデル確立推進事業</u> 、 <u>新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等</u> 、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施並びにこれらの事業に対する補助 (3) 知事が必要と認める業務の実施 (4) 本条に定める業務に附帯する業務
2～3 (略)
第2章 事業の実施に対する補助
第1節 総則
(事業の実施に対する補助)
第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、 <u>果樹生産向上モデル確立推進事業</u> 、 <u>新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等</u> 、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業を実施する者に対して補助する。
第5条～第13条 (略)
(中央協会が特認する支援対象者)
第14条 要綱Ⅰの第1の1の(3)のイの(7)の⑤の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な農地にかかる取組を行うと中央協会が認める者をいうものとする。 2 要綱Ⅰの第1の1の(3)のイの(1)の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

新

(整備事業)

第15条 整備事業（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の取組をいう。以下同じ。）の補助対象となる取組は次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 中央協会特認事業（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(5)の規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備

イ 被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備（中央協会の実施細則で定める多目的防災網を含む、以下同じ。）の整備

(推進事業)

第16条 推進事業（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 省力技術活用等による生産技術体系構築（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 果樹生産性向上モデルの確立は、果樹モデル地区協議会が農地中間管理機構果樹モデル地区として、中央協会の業務方法書別紙に定める要件、手続き等に従い行う実証等の取組とする。

イ～ウ (略)

(5)～(6) (略)

(7) 産地の構造改革・生産基盤等強化検討会（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(7)の取組をいう。以下同じ。）は、産地協議会が産地の実情を踏まえた産地計画の改定その他産地の課題解決のための検討会の開催、アンケートの実施、資料の作成等を行うものとする。

第17条～第32条 (略)

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第33条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあつては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第99条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあつては植栽後8年後）

1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第15条第1号により実施された内容、改植、新植及び高接による転換の態様が維持されていることを確認し、本会に報告するものとする。

2 (略)

第34条～第48条 (略)

(補助金の額等)

第49条 支援対象者ごとの補助金の額は、第44条の改植等の園地ごとの面積に、要綱Ⅰの第1の2の(3)に定める補助率（定額）を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

ただし、次に掲げる中央協会の実施細則に定める場合にあつては、この限りではない。

削 除

旧

(整備事業)

第15条 整備事業（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の取組をいう。以下同じ。）の補助対象となる取組は次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(5) 中央協会特認事業（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(5)の規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備

イ 被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備の整備

(推進事業)

第16条 推進事業（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 新技術等の導入・普及支援（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

新 規

ア～イ (略)

(5)～(6) (略)

(7) 産地計画の改定等に向けた取組（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(7)の取組をいう。以下同じ。）は、産地協議会が産地の実情を踏まえた産地計画の改定又は策定に必要な検討会の開催、アンケートの実施、資料の作成等を行うものとする。

第17条～第32条 (略)

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第33条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあつては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第106条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあつては植栽後8年後）に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第15条第1号により実施された内容、改植、新植及び高接による転換の態様が維持されていることを確認し、本会に報告するものとする。

2 (略)

第34条～第48条 (略)

(補助金の額等)

第49条 支援対象者ごとの補助金の額は、第44条の改植等の園地ごとの面積に、要綱Ⅰの第1の2の(3)に定める補助率（定額）を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

ただし、次に掲げる場合にあつては、4年間から当該年数を減じた年数を支援対象期間とし、補助金の額を算出する。

(1) 要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の1の(1)のイの(カ)に定める省力樹形への改植等にあつては、中央協会が産地協議会からの申請を受け、果樹未収益期間に相当しないと認めた年数

(2) 要綱Ⅰの第1の2の(2)のただし書きの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）

新

第50条～第61条（略）

削除
削除

第5節 新品目・新品種導入実証等事業
（事業の内容）

第62条 新品目・新品種導入実証等事業は、近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための取組を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

（中央協会が特認する支援対象団体）

第63条 要綱Ⅰの第2の3の(3)の「事業実施主体が特に必要と認める団体」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める団体をいうものとする。

（補助対象となる取組等）

第64条 補助対象となる取組は、要綱Ⅰの第2の4に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額とする。ただし、1地区の補助金額の上限は1千万円とする。

（事業実施計画の承認）

第65条 支援対象者は、要綱Ⅰの第2の7の(1)の新品目・新品種導入実証等事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、本会に提出する。

2～3（略）

（補助金の交付申請）

第66条 本会は、要綱Ⅰの第2の10の(2)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

（事業の実績報告及び補助金の交付）

第67条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

(2)（略）

(3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

第6節 優良苗木生産推進事業

（事業の内容）

第68条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要となる育苗ほの設置等を行う事業とする。

2（略）

3 前項の事業の支援対象者は、要綱Ⅱの第1の3に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

旧

第50条～第61条（略）

第5節 果樹生産性向上モデル確立推進事業
第62条～第68条

第6節 新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等
（事業の内容）

第69条 新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等は、近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための取組を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

（中央協会が特認する支援対象団体）

第70条 要綱Ⅰの第2の2の(3)のウの「事業実施主体が特に必要と認める団体」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める団体をいうものとする。

（補助の対象となる取組等）

第71条 補助の対象となる取組は、要綱Ⅰの第2の2の(4)に示されているとおりとする。

2 補助金の補助率は、定額とする。ただし、1地区の補助金額の上限は1千万円とする。

（事業実施計画の承認）

第72条 取組主体は、要綱Ⅰの第2の2の(7)の適地条件調査等事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、本会に提出する。

2～3（略）

（補助金の交付申請）

第73条 本会は、要綱Ⅰの第2の2の(11)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

（事業の実績報告及び補助金の交付）

第74条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 取組主体は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

(2)（略）

(3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、取組主体に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに取組主体に補助金を交付するものとする。

第7節 優良苗木生産推進事業

（事業の内容）

第75条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要となる育苗ほの設置等を行う事業とする。

2（略）

3 前項の事業の取組主体は、要綱Ⅱの第1の3に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

新

(補助対象となる取組等)

第69条 補助対象となる取組は、要綱Ⅱの第1の4に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額又は1／2以内とする。

第70条～第74条 (略)

第7節 花粉専用園地育成推進事業

第75条 (略)

(中央協会が特認する支援対象者)

第76条 要綱Ⅱの第3の3の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第77条 補助対象となる取組は、要綱Ⅱの第3の4に示されているとおりとする。

2 補助率は、検討会の開催、改植・新植及び花粉専用樹の育成管理については定額(ただし、要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の1の(1)において定額とされていないものについては1／2以内)とする。また、小規模園地整備及び機械・施設のリース導入については1／2以内とする。

3 (略)

(事業実施計画の承認等)

第78条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、要綱Ⅱの第3の5の花粉専用園地育成推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

(2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第81条に定めるところにより事前確認を行うものとする。

(3)～(4) (略)

(5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第79条 本会は、要綱Ⅱの第3の9の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第80条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第81条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3) (略)

(4) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

旧

(支援の対象となる取組等)

第76条 支援の対象となる取組は、要綱Ⅱの第1の4に示されているとおりとする。

2 補助金の補助率は、1／2以内とする。

第77条～第81条 (略)

第8節 花粉専用園地育成推進事業

第82条 (略)

(中央協会が特認する取組主体)

第83条 要綱Ⅱの第3の3の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(補助の対象となる取組等)

第84条 補助の対象となる取組は、要綱Ⅱの第3の4に示されているとおりとする。

2 補助金の補助率は、改植・新植については定額(ただし、要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の1の(1)において定額とされていないものについては1／2以内)、小規模園地整備及び機材・設備のリース導入については1／2以内とする。

3 (略)

(事業実施計画の承認等)

第85条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 取組主体は、要綱Ⅱの第3の5の花粉専用園地育成推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

(2) 産地協議会は、前号により取組主体から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第88条に定めるところにより事前確認を行うものとする。

(3)～(4) (略)

(5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して取組主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第86条 本会は、要綱Ⅱの第3の12の(2)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第87条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 取組主体は、取組が完了したときは、取組をそれぞれ又はまとめて実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第88条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3) (略)

(4) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、取組主体に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに取組主体に補助金を交付するものとする。

新

第81条 (略)

(事業実施状況の報告等)

第82条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 (略)

(事業の評価)

第83条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 (略)

(補助金交付事務の委任)

第84条 支援対象者は、第79条及び第80条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第8節 果汁特別調整保管等対策事業

第85条 (略)

第9節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第86条～第87条 (略)

第10節 果実加工需要対応産地強化事業

第88条～第91条 (略)

第11節 果実輸送技術実証支援事業

第92条～第93条 (略)

第3章 その他

(都道府県推進事務費)

第94条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第2号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業及び花粉専用園地育成推進事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

第95条～第98条 (略)

(財産処分等の手続)

第99条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業及び花粉専用園地育成推進事業)にあつては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 事業実施者は、花粉専用園地育成推進事業により改植又は新植が行われた果樹園において実施された改植又は新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等を行うときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

4～7 (略)

旧

第88条 (略)

(事業実施状況の報告等)

第89条 取組主体は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 (略)

(事業の評価)

第90条 取組主体は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 (略)

(補助金交付事務の委任)

第91条 取組主体は、第85条及び第86条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第9節 果汁特別調整保管等対策事業

第92条 (略)

第10節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第93条～第94条 (略)

第11節 果実加工需要対応産地強化事業

第95条～第98条 (略)

第12節 果実輸送技術実証支援事業

第99条～第100条 (略)

第3章 その他

(都道府県推進事務費)

第101条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第2号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹生産性向上モデル確立推進事業、新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等、優良苗木生産推進事業及び花粉専用園地育成推進事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

第102条～第105条 (略)

(財産処分等の手続)

第106条 事業実施者(果樹経営支援対策事業にあつては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 事業実施者は、花粉専用園地育成推進事業により改植又は新植が行われた果樹園において実施された改植又は新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき(ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証す書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等を行うときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

4～7 (略)

新

第100条～第102条（略）

（各種施策との連携）

第103条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び未来型果樹農業等推進条件整備事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者（本会を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

（附則）

1 この業務方法書の変更は、令和3年4月1日から施行する。

旧

第107条～第109条（略）

（各種施策との連携）

第110条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業及び果樹生産性向上モデル確立推進事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者（本会を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。